

十和田市告示第142号

十和田市公共施設予約システム構築業務委託については、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

令和3年7月9日

十和田市長 小山田 久

1. 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名 「十和田市公共施設予約システム構築業務委託」
- (2) 内容 「十和田市公共施設予約システム構築業務委託仕様書」のとおり（別紙）
ただし、契約時における仕様は最優秀者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
※本稼働日は、令和4年4月1日を予定しているが、詳細なスケジュールについては、協議の上決定する。
- (4) 委託上限額 金22,330千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。
※この金額にはシステム稼働後の利用料、保守及びサポート費用は含まない。

2. 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 十和田市暴力団排除条例（平成23年12月14日十和田市条例第39号）に違反しない者。
- (4) 過去10年間（平成23年度～令和2年度）において、国・地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。
- (5) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。
 - ア 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001またはJIS Q 27001）
 - イ プライバシーマーク（JIS Q 15001）

3. 参加申し込み等に関する事項

- (1) 受付期間
令和3年7月26日（月）9時00分から令和3年7月30日（金）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法
プロポーザル参加申込書（様式1）、業務実績書（様式2）、会社概要（パンフレット等可）を郵送または持参すること。様式1、2については、必要事項を入力し、電子メールでも提出すること。
電子メールの件名：「プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

(3) 参加承認

- ① 本プロポーザルの参加承認の可否は、令和3年8月2日(月)17時00分までに電子メールで通知する。
- ② 十和田市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和3年8月2日(月)17時00分までに連絡がない場合は、令和3年8月3日(火)12時00分までに担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、プロポーザル参加辞退届（様式5）の提出により、いつでも本プロポーザルの参加を辞退することができる。

4. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年7月12日(月)9時00分から令和3年7月16日(金)17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問票（様式6）により、担当部署宛に電子メールにて提出すること。

件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

(3) 質問の回答

令和3年7月21日(水)17時00分までに、参加者からの質問及びその回答の全てを、十和田市ホームページにて公開する。

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ・プロポーザル届出書（様式3）
- ・「十和田市公共施設予約システム構築業務委託」企画提案書（任意様式）
（社名及び会社が特定できるようなロゴマークは除く）
- ・公共施設予約システム機能要件書
- ・業務工程表（任意様式）
- ・業務実施体制調書（様式4）
- ・十和田市公共施設予約システム構築業務委託見積書（様式7）

(2) 提出部数

紙媒体12部（プロポーザル届出書は1部。見積書は1部）

(3) 提出期限

令和3年8月6日(金)17時00分まで（必着）

(4) その他

提出方法等については、「実施要領」を参照のこと。

6. 企画提案書の内容説明（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和3年8月18日(水)10時00分から開始予定（詳細は別途通知）

※ウェブによるオンライン参加とする。

(2) 実施場所

十和田市役所

(3) 企画提案書説明者

業務実施体制調書（様式4）に記載のいずれかの者が行う。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書等により提案説明を行う。説明時間は15分程度とし、その後質疑応答を行う。（説明・質疑を含め20分）

7. その他

審査概要等のその他のプロポーザル手続きの詳細は、「実施要領」を参照のこと。

8. 問合せ先

担当者： 十和田市企画財政部政策財政課 情報政策室

住 所： 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電 話： 0176-51-6785

F A X： 0176-24-9616

Eメール： joho@city.towada.lg.jp